

滋賀県障害者介護給付費等不服審査会設置条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令及び児童福祉法施行令の一部を改正する政令（令和7年政令第387号）による障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）の一部改正に伴い、必要な規定の整理を行うため、滋賀県障害者介護給付費等不服審査会設置条例（平成18年滋賀県条例第7号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令の一部改正による条項の移動に伴い、必要な規定の整理を行うこととします。（第3条関係）
- (2) この条例は、公布の日から施行することとします。

議第 34 号

滋賀県障害者介護給付費等不服審査会設置条例の一部を改正する条例案
上記の議案を提出する。

令和 8 年 2 月 16 日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

滋賀県障害者介護給付費等不服審査会設置条例の一部を改正する条例

滋賀県障害者介護給付費等不服審査会設置条例（平成 18 年滋賀県条例第 7 号）の一部を次のよ
うに改正する。

第 3 条第 2 項中「第 48 条第 1 項」を「第 58 条第 1 項」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

滋賀県障害者介護給付費等不服審査会設置条例新旧対照表

旧	新
<p>第1条・第2条 省略 (組織)</p> <p>第3条 省略</p> <p>2 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成18年政令第10号) <u>第48条第1項</u>の合議体を構成する委員の定数は、5人とする。</p> <p>第4条以下 省略</p>	<p>第1条・第2条 省略 (組織)</p> <p>第3条 省略</p> <p>2 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成18年政令第10号) <u>第58条第1項</u>の合議体を構成する委員の定数は、5人とする。</p> <p>第4条以下 省略</p>